

第 24 回 うらやす景観通信

平成 26 年 8 月 28 日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

お盆が過ぎ 8 月も下旬に入って、こここのところ不安定な気候が続いておりますが、みなさま体調崩されていないでしょうか？

この夏休みにお出かけされたかたも多いかと思いますが。それぞれの土地と浦安を比べてここが素敵、ここは今一つかな…、浦安もこんな風に変えるとどうかな、など考えてみると面白いかもしれませんね。

さて、今回は「**教えて景観協定**」というテーマでお送りいたします。

景観協定とは、景観法に基づき住民の皆さんが自ら取り決め、互いに守りあっていくことで、地域のより良い景観の形成、維持保全に役立つ自主的な規制を行うことができる制度です。協定には土地所有者等の全員の合意が必要であり（第三者に譲渡された場合も有効になります）、市ではその認可を行います。

この協定の中では建築物や緑のほか、ソフトな部分まで含めて、景観に関する様々な事柄を一体的に定めることができます。



花植えなどの緑化活動も
(イメージ)

建築協定・地区計画などの他の制度と比較してみると、例えば、

- ・ワゴンや自販機などの路上施設、青空駐車場や材料置場等の空地の管理

- ・店舗のイルミネーション、ショーウィンドー、開店時間等の管理

- ・建築物に付属しない屋外広告物等の管理

- ・美化活動・清掃活動などのソフト的事項

…といったことなどの景観に関する事柄についても、幅広く設定できるのがその特長です。

景観協定は千葉県内で 2カ所、全国でも 40カ所しか認可されていない先進的な取り組みであり（平成 25 年 1 月 1 日時点）、浦安市では現在 1カ所、平成 21 年 10 月 30 日に「弁天一丁目舞浜の杜景観協定」という景観協定を締結しています。



弁天一丁目舞浜の杜

良好な街並みの形成のため、みなさまの地域でもぜひ検討してみてください！

次回は「**開発と景観は関係ないの？ 宅地開発条例と景観条例の関係性とは**」というテーマでお送りします。

先月に引き続き、市民活動団体「うらやす景観まちづくりフォーラム」に、景観通信の記事の執筆をお願いしています。今回は「第2回水辺の景観を考える」講座の下見のまち歩きについてのご紹介です。

2014 まち歩き「境川沿い元町・中町」

7月20日の浦安景観まちづくり連続講座「水辺の景観を考える」の下見を兼ねて6月15日(日)境川沿いのまち歩きを実施しました。今回は7月のまち歩きの案内役をお願いしている、浦安水辺の会事務局長の横山さんを含め総勢12名の方にご参加いただきました。境川は西水門から東京湾まで、護岸の構造、河川区域に接する道路や民地など景観的には大きくわけて、上、中、下流各々趣の異なる三つのエリアがありますが、今回は上

中流部分のみとなりました。浦安駅前交番横に集合し、西境橋～わかしお歩道橋まで約5kmを2時間かけて歩きました。

終了後のミーティングでは「説明のポイントを明確にしたほうが良い」、「折角レンガ張りの親水護岸にしたのに、あまり利用されていない。水辺を楽しめる積極的な提案を」、「人が集まりやすくする提案を政策担当者に伝えるのがフォーラムの役割ではないか」など一般参加の方から貴重なご意見をいただきました。

■境川沿い元町・中町のまち歩きの様子



浦安の景観の象徴西水門：いずれレンガ張りの親水護岸になるはずだが船は見当たらない。



境川沿いの建物：現存するかつての境川と縁の深い建物。



沿道の木陰：まちあるきの途中、木陰でひと休み。「ぼら」がたくさん泳いでいる。



珍しく開門中の東水門：イベント時以外は親水護岸沿いを散策する人をあまり見かけない。



左右天命弁財天：災いからまもってくれる猫実の弁天様として親しまれている。



境川護岸（今川橋付近）：かつては今川花の会で手入れされていた花壇があったが震災後は何も植えられていない。